

大阪府庁POS 手数料額 ¥500-



解体登録証明手数料

解体

大阪府庁POS 手数料額 ¥500- 解体工事業登録証明手数料

■手数料納付の流れ

- ①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「大阪府手数料(POS)納付用連絡票」です。
- ②本連絡票を下記窓口にご持参の上、手数料を納付いただきますようお願いいたします。

・咲洲庁舎: 1階フェスパ内 **9時15分～17時30分**



- ③手数料を納付後、本連絡票に納付済の印字があることをご確認の上、建設業申請窓口(大阪府咲洲庁舎1階)へ申請書類とともにご提出いただきますようお願いいたします。

解体証明
手数料
¥500-